

委 託 契 約 書

- 受注者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書及び別記を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(善管注意義務)

第2条 乙は、委託業務の遂行に際して、専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

(個人情報保護)

第3条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、契約締結後速やかに愛媛県研修所Wi-Fi環境整備委託業務計画書（様式第1号）（以下「業務計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画書の変更)

第7条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に愛媛県研修所Wi-Fi環境整備委託業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、乙に対して指示を行い、又は乙から報告を求めることができる。

(業務の内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実績報告及び完了検査)

- 第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して愛媛県研修所Wi-Fi環境整備委託業務実績報告書(様式第3号)を提出し、承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務の成果が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、業務の補正に要する経費は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、業務の補正が完了したときについて準用する。

(委託料の支払)

- 第11条 乙は、第10条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、愛媛県研修所Wi-Fi環境整備委託業務委託料請求書(様式第4号)を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙からの正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第12条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が正当な理由がなく業務に着手しないとき。
 - (3) 乙が委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 乙に業務の実施に関し不正の行為があったとき。
 - (5) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- 3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

- 5 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引き渡しを受ける利益がある部分の引き渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引き渡しを受けた部分に相当する委託料を乙に支払うものとする。
- 6 第10条及び第11条の規定は、前項の場合において準用する。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第14条 甲は、乙(第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第15条 甲は、第13条第1項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第17条 乙は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第14条第1項第1号から第4号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(資料等の管理及び返還)

第21条 乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報、機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 前項に規定する資料、情報、機器等は、甲の指示又は承認があるときを除き、第6条に基づいて甲が承認する業務計画書に記載された業務の実施場所以外には持ち出ししてはならない。

3 第1項に規定する資料、情報、機器等は、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故等の報告)

第22条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約不適合責任)

第23条 甲は、完了検査後、納入成果品に品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、完了検査を行った日から1年以内に限り、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもの

のほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求

めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。